（実施措置等の報告）
第12条　各課長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況、実施された措置及びその実施状況を長官に報告するものとする。

第４章　地震防災強化計画

（地震予知情報等の伝達）
第13条　地震予知情報及びこれに関する情報については、別に定めるところにより、迅速かつ的確に職員へ伝達するものとする。

（地震災害警戒本部の設置）
第14条　大臣は、警戒宣言が発せられたときは、消費者庁に消費者庁地震災害警戒本部を設けるものとする。

2　前項の消費者庁地震災害警戒本部の名称、組織、処理する事務の内容その他の必要な事項については、別に定めるところによる。

3　消費者庁地震災害警戒本部が設置された場合には、この計画の第５条の規定を準用するものとする。この場合において、「対策本部」とあるのは、「地震災害警戒本部」と読み替えるものとする。

（警戒宣言時の情報提供）
第15条　各課は、警戒宣言が発せられた場合において、それぞれの所掌事務の運営について必要があると認めるときは、報道機関等を通じて適時適切に情報提供を行うものとする。

（物価の安定に関する措置）
第16条　取引・物価対策課は、警戒宣言が発せられたときは、食料等生活必需品等の売惜しみ若しくは買占め又は物価の高騰が生じないよう、第10条の規定に準じ、関係事業団体等に対して、必要な要請等を行うものとする。

（報告）
第17条　各課長は、次に掲げる事項を正確かつ迅速に消費者庁地震災害警戒本部に報告するものとする。
一　前条に定める措置の実施状況
二　その他必要と認める事項

（防災教育及び防災訓練）
第18条　長官は、職員に対して次の事項を中心とする地震防災上の教育を実施し、地震防災に関する知識が徹底するよう努めるものとする。
一　地震及び津波に関する一般的な知識
二　警戒宣言の性格及びこれに基づき採られる措置の内容
三　地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に採るべき行動に関する知識及び職員が果たすべき役割
四　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識及び今後取り組む必要のある課題

2　長官は、地震防災に関し、第８条に規定する措置に準じた措置を講ずるものとする。

第５章　東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進計画

第19条　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第６条第１項に基づく消費者庁の所掌事務に係る地震防災対策の推進に関する推進計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第６条第１項に基づく消費者庁の所掌に係る地震防災対策の推進に関する推進計画は、第４章に規定する地震防災強化計画を基本とし、同章の規定により、地震防災対策を推進するものとする。

第６章　地域防災計画の作成の基準

第20条　各課は、地域防災計画の作成に関し、第３章の規定の趣旨に沿うよう都道府県防災会議等を指導するものとする。

第７章　補則

（防災業務計画の見直し）
第21条　長官は、毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

（実施の細目）
第22条　この業務計画に定めるもののほか、防災に関し採るべき措置の細目について必要な事項は、別に定める。

附　則

この計画は、平成21年９月１日から施行する。

文部科学省・文化庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく文部科学省及び文化庁の国民の保護に関する計画（文部科学省・文化庁国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成21年11月11日

文部科学大臣　川端　達夫
文化庁長官　玉井日出夫

文部科学省・文化庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章２⑷中「、登山研修所」、「、国立国語研究所」及び「、メディア教育開発センター」を削る。

第２章第１節１中「大臣官房文教施設企画部」の下に「の協力を得て、大臣官房総務課」を加える。

厚生労働省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく厚生労働省の国民の保護に関する計画（以下「厚生労働省国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので公表する。

平成21年11月11日

厚生労働大臣　長妻　　昭

厚生労働省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第１節２⑴の１つめの○中「本省関係部局」の後に「及び管下都府県事務所等」を加える。

第１章第１節４⑴の１つめの○中「本省」の後に「及び管下都府県事務所等」を加える。

第３章第１節１つめの○の次に次のように加える。

○　地方厚生局長は、警報の通知を受けたときは、管内の都府県事務所長等に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。

○　都府県事務所長等は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。

海上保安庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく海上保安庁の国民の保護に関する計画（海上保安庁国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成21年11月11日　　海上保安庁長官　鈴木　久泰

海上保安庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第２章第２節「２　情報通信施設」中「海洋情報システム」を「海上保安業務システム」に改める。

第２章第３節「３　住民の避難の検討」中「留置場」を「留置施設」に改める。

第３章第１節「３　職員の派遣」中「○　管区本部等の長は、必要と認める場合には、連絡調整等のため、都道府県、市町村等の対策本部等に職員を派遣するものとする。」を「○　管区本部等の長は、必要と認める場合には、連絡調整等のため、都道府県、市町村等の対策本部、合同対策協議会及び現地調整所等に職員を派遣するものとする。」に改める。

第６章第１節「１　船艇」中

「

3,000トン型	1,150	1,312	328
1,000トン型（えりも型）	135	135	57

」を

「

3,000トン型	1,150	1,312	328
1,000トン型（はてるま型）	141	165	240
1,000トン型（えりも型）	135	135	57

」に、

「

23m型	13	16	11
20m型	15	18	8
17m型	8	10	8

」を

「

23m型	13	16	11
17m型	8	10	8

」に

改める。